

【社外役員の独立性基準】

基 準	備 考
① 当社および当社子会社 (以下あわせて「当社グループ」といいます) との関係	
現在および過去 10 年間に於いて、当社グループの役員または従業員ではないこと	
② 取引先との関係	
現在および過去 3 年間に於いて、以下の(i)および(ii)に該当しないこと	
(i) 当社グループの主要な取引先 ^{※1} (当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員)	※1: 当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結総売上高の 2% 以上を占める場合をいう
(ii) 当社グループを主要な取引先としている者 ^{※2} (その者が法人である場合にはその役員または従業員)	※2: 当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結総売上高の 2% 以上を占める場合をいう
③ 株主との関係	
現在および過去 3 年間に於いて、当社の主要株主 ^{※3} (当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員) ではないこと	※3: 主要株主とは、総議決権の 10% 以上を保有(間接保有を含む)する株主をいう
④ 顧問、コンサルタントとの関係	
現在および過去 3 年間に於いて、以下の(i)および(ii)に該当しないこと	
(i) 当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員	
(ii) 上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他のコンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭 ^{※4} その他財産上の利益を得ている者	※4: 多額の金銭とは、過去 3 年間の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の 2% 以上をいう
⑤ 寄付先との関係	
現在および過去 3 年間に於いて、当社グループから多額の寄付 ^{※5} を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと	※5: 多額の寄付とは、過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上または連結総売上高もしくは総収入の 2% のいずれか高いほうの額を超える寄付をいう
⑥ 近親者との関係	
上記①から⑤に該当する者 (重要でない者を除く) の近親者 ^{※6} ではないこと	※6: 近親者とは、配偶者または 2 親等以内の親族をいう